土壌汚染に係る事前協議要領

平成20年4月制定 平成22年4月改正 平成28年4月改正 令和6年1月改正

第1 協議根拠

「江東区マンション等の建設に関する条例」(平成19年12月13日条例第45号)第19条(注)による。本区では、一定規模の土地の建設計画について、従前から要綱に基づき土壌汚染に係る事前協議をお願いしてきたところであるが、本条例において事業者に土壌汚染の調査及び対策を実施する努力義務が規定されたことから、以下のとおり協議要領を定める。

第2 事前協議の目的

本区内では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、環境確保条例という)に定められた有害物質などによる土壌汚染が発見されることがある。このため、計画地から搬出した汚染土の受入れ先や近隣住民とのあいだの紛争、土壌汚染の拡散のおそれがある。本協議は、こうした紛争の未然防止及び土壌汚染の拡大防止により、生活環境を保全することを目的として実施する。

第3 事前協議の対象者

1,000㎡以上3,000㎡未満の敷地におけるマンション等の建設計画を行う事業者を対象とする。(3,000㎡以上の敷地内における土地の改変は環境確保条例第117条の対象となるため、東京都環境局への届出が必要である。)

第4 事前協議事項

事業者(建設工事請負契約の注文者等)は以下の事項について、本区と事前 協議を行うものとする。

(1) 計画地の土地利用状況(地歴)

- (2) 土壌調査及び拡散防止対策
- (3) 搬出土の管理
- (4) 環境保全対策及び近隣への配慮

第5 事前協議申告書

事業者は、第6から第8に定める地歴調査、土壌調査、汚染拡散防止計画及び汚染拡散防止措置終了について申告書を2部作成し、環境保全課へ提出して協議を行うものとする。ただし、申告書の策定にあたっては環境確保条例第1 13条に規定する東京都土壌汚染対策指針に準ずることが望ましい。

第6 地歷調查申告書

事業者は、計画地の土地利用状況(地歴)について申告書を作成し、土地の 改変を実施する前に環境保全課へ提出して有害物質による土壌汚染の可能性の 有無を協議するものとする。

第7 土壤調查申告書·汚染拡散防止計画申告書

事業者は、協議により実施した土壌調査結果及び汚染拡散防止計画について 申告書を作成し、環境保全課へ提出して協議を行うものとする。

第8 汚染拡散防止措置終了申告書

事業者は、実施された汚染拡散防止対策及び環境保全対策、搬出土量、搬出 先などについて申告書を作成し、環境保全課へ提出するものとする。

第9 環境保全対策と近隣への配慮

事業者は、土壌汚染の拡散防止工事に際しては環境保全対策を講じるものとし、また、近隣住民から土壌汚染、粉じん、騒音、振動などについて申立てがあった場合は、十分に説明するなど理解が得られるよう努めるものとする。

第10 情報開示

協議において環境保全課が受理した文書は、本区情報公開条例により開示の

対象となる。

附則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別紙

(注) 第19条(土壤汚染対策)

事業者は、マンション等(その敷地が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第117条第1項に規定する土地に該当するもの及びその敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。以下この条において同じ。)を建設しようとするときは、マンション等の敷地内の土壌汚染の調査及び対策を行うよう努めなければならない。

連絡先及び提出先

T135-8383

住所 江東区東陽4-11-28 江東区 環境清掃部 環境保全課 調査係

(本庁舎隣、防災センター6階)

電話 03 (3647) 6148 (直通)

03 (3647) 9111 (代表)

内線6326~6328

FAX 0 3 (5 6 1 7) 5 7 3 7